



22消安第9989号
平成23年3月31日

横浜植物防疫所長 殿

消費・安全局長

カンキツグリーンング病菌駆除確認調査実施要領の制定について

このことについて、別添のとおりカンキツグリーンング病菌駆除確認調査実施要領を制定したのでお知らせする。



カンキツグリーンング病菌駆除確認調査実施要領

第1 趣旨

植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第35条の2及び第35条の7並びに法第18条第1項の規定に基づくカンキツグリーンング病菌の緊急防除に関する省令（平成19年農林水産省令第8号）により、移動の制限及び禁止がなされているカンキツグリーンング病菌（以下「本病菌」という。）の、鹿児島県内において国が行う駆除確認調査は、この要領に定めるところによる。

第2 調査対象地域の指定

門司植物防疫所長は、本病菌の駆除が十分なされたと認められる地域がある場合、あらかじめ鹿児島県知事と協議の上、調査の対象地域を指定し、鹿児島県知事に通知するものとする。

第3 調査の実施者

調査は、植物防疫官又は植物防疫員が実施するものとする。

第4 調査の方法

調査は、本病菌の発生の有無について、次の方法により実施するものとする。

- (1) 調査は、調査対象地域の本病菌の宿主植物について、カンキツグリーンング病（以下「本病」という。）の疑似症状の有無を肉眼で確認することにより行う。
- (2) (1)の調査により宿主植物に本病の疑似症状を認めた場合には、当該植物から試料を採取する。
- (3) 採取した試料について、遺伝子診断法による検定を行う。

第5 調査期間

調査期間は1年とする。

ただし、植物防疫官が必要と認めた場合には、さらに1年間まで延長することができる。

第6 調査結果の報告

門司植物防疫所長は、調査終了後、その結果を別記様式にとりまとめ、鹿児島県知事に通知するものとし、併せて消費・安全局長に駆除の成否とともに報告するものとする。

第7 その他

本病菌の検定方法など調査を実施する上で必要な事項については、別途、門司植物防疫所長が定めるものとする。

